

右、執照は都通事梁宏業等に付し、此れを准けしむ
道光三年（一八二三）八月十五日

注（1）護照 旅行用の身分証明書。

（2）奉旨の事理 「旨」は皇帝の指示・命令の一つで、臣下の奏請をうけて下されるものを聖旨といい、旨と簡稱する。「奉旨の事理」は受け取った皇帝の決裁（指示）の記された事柄、内容。

（3）小厮 未成年の男子の雇い人。

（4）司養贍大使 養贍は養育する、扶養するの意。漂着中国人を護送する際の世話役。

（5）毛必昌 乾隆三十六〜道光二十三年（一七七七〜一八四三）。首里系毛氏（比屋根家）十一世。嘉慶五年派遣の冊封謝恩使において王舅毛国棟の与力として渡唐。道光三年護送船の官舎、道光八年進貢頭号船の才府を務める。道光十二年美里間切比屋根地頭職を授かる（『毛姓家譜 支流（比屋根家）』）。

（6）鄭嘉謀 道光三年の中国難民護送船の管船隊長。

（7）柳作楫 道光三年・五年の中国難民護送の管船直庫。

2-135-11

国王尚灝の、中国の難民謝春桂等の護送のため、都通事陳啓緒等に付した執照（道光三《一八二三》、八、十五）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発し以て関津の憑とし以て難人を送らんが事の為にす。

照得したるに、道光二年十一月十八日、広東省潮州府澄海県の難人鄭仁記等共に九十名は、海船一隻に坐駕し、江南上海県に到り貿易せんとす。回郷するの時、洋中にて忽ち暴風に遇い、本国轄属の八重山島与那国洋面に飄入す。船隻は沈失し、杉板に坐駕し上岸して活命す。三名の病故するを除くの外、現在八十七名は該地方官の収養し、護送して国に到る。業経に例に照らして館に発りて安挿し、廩餼・衣服等の項を給与し、部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養して海船二隻に分駕し解送す。

茲に都通事陳啓緒等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、難人謝春桂等四十三名を護送し、前みて閩省に至らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の札字第二百三十二号の半印勘合の執照一道を給発し、都通事陳啓緒等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開、難商の名数

水梢謝春桂

張在姜

黄 発

余元来

陳有発

李 才

呉神光

程正茂

黄啓高

辛 栄

陳日高

陳 貞

徐 宝 葉添才 王 英

黃啓明 万 順 蔡進高

張 和 王朝元 林廷玉

李長利 □ 芳 李国英

姚洽癸 王長癸 洪 奉

曾武英 鄭文光 搭客洪文烈

劉 古 黃 伝 許 駝

陳船子 蟻 麦 陳仏賜

黃 細 周 包 李栄利

杜大吉 蟻 吠 張 潜

吳 四

以上、共計四十三名

護送都通事一員 陳啓緒 人伴四名

司養贍大使一員 翁邦桂⁽²⁾ 人伴四名

管船夥長・直庫二名 梁文顯⁽³⁾ 仲向栄⁽⁴⁾

水梢共に五十五名
右、執照は都通事陳啓緒等に付し、此れを准けしむ
道光三年（一八二三）八月十五日

注（1）館 校訂本は「楢」だが類例により「館」とした。

（2）翁邦桂 道光三年の中国難民護送の司養贍大使。

（3）梁文顯 道光三年の中国難民護送の管船夥長。

（4）仲向栄 道光三年の中国難民護送船の管船直庫。

2-135-12 国王尚灝より福建布政使司あて、大島經由にて帰国した雇募の商船を返還するむねの咨（道光三《一八二三》、十一、四）

琉球国中山王尚（灝）、雇募せる商船を送還せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業に道光二年秋に貢使毛樹徳・王士悖等を遣わし、表章・方物を齎捧し、海船二隻に坐駕し前みて閩省に赴かしめ、本年五月二十三日、頭号貢船回国す。貴司の咨を准けたるに内に称すらく、琉球国の二号貢船、洋に在りて風に遭い霞浦県閩頭洋面に漂到し、撃碎す。経に本司、両院に転詳し奏して恩准を蒙り、銀一千両を賞して夷官に給し、商船を雇覓して回国せしむ、等の因あり。此れを准けたり。

査するに、該雇駕の商船は、本年五月初十日、閩に在りて開行す。半洋に駛到して風不順なるに遭い、本国属の大島地方に漂収し、十月二十日に至りて回国す。茲に該商船を將て速やかに修葺を加え、特に都通事王秉謙等を遣わし、本船に坐駕し閩省に前來せしむ。統祈すらくは、貴司、督撫兩院に転詳して具題し、其の船隻併びに篷索・楨楨等の項を將て、船戸陳万成に交還し收領せしめんことを。仍お來船の員伴を將て例に照らして館駅に安頓せしめ、事務の完竣するを俟ちて、護送船兩隻に分搭し遣発回国せしめられんことを乞う。此れが為に貴司に備咨す。請煩わくは察照し賜覆するを施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。